

監査結果に係る措置通知書

<p>ガス局</p>		
<p>監査結果 (指摘事項)</p>	<p>改善措置</p>	
<p>(2) 事務事項審査委員会に付議する契約について</p> <p>地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定の適用を受ける案件（以下「特例政令案件」という。）を同政令第11条第1項の規定により随意契約する場合は、事務事項審査委員会（以下「委員会」という。）に業者の決定について付議した上で、管理者の決裁を受ける必要がある。</p> <p>契約原料課は、特例政令案件である「需要家関連各種システム及びネットワーク・パソコン運用業務」及び「需要家関連システム（ガスシステム改革対応）修正業務」の発注に当り、委員会にA社との特命随意契約について付議し、業者決定の承認を受けた。その後、A社及びB社から、A社の公共分野システム事業を平成28年4月1日からB社が承継することによる手配先変更の依頼文書が提出され、当該事実を認識していたにもかかわらず、同年4月1日付けでA社との契約締結について管理者の決裁を受けたが、B社との契約については委員会に付議せず、管理者の決裁を受けずに、契約書を取り交わした。</p> <p>契約事務については、関係規定に則り、適正に事務処理を行う必要がある。</p>	<p>契約担当課（契約原料課）において課内研修を実施し、事務事項審査委員会（以下「委員会」という。）に付議し、管理者の決裁を受けた内容について変更が生じたときは、改めて委員会に付議し、管理者の決裁を受けなければならない旨を周知徹底するとともに、委員会の決定事項に変更などがある際の注意点をリスクチェックの対象に追加した。</p> <p>なお、平成29年度の「需要家関連各種システム及びネットワーク・パソコン運用業務」については、委員会に付議し、管理者の決裁を受けた内容に変更が無いことを確認し、平成29年4月1日付けで契約を締結した。また、「需要家関連システム（ガスシステム改革対応）修正業務」については、平成28年度限りの業務であったことから、平成29年度の契約はない。</p> <p>課内研修実施日 平成29年1月5日 リスクチェックの対象に追加した日 平成29年1月5日</p>	